

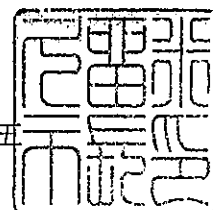
※受理年月日	福岡県 中小振 -8.7.-6
※受理番号	第 号
※備考	

意見書

8商工第322号
令和8年6月24日

福岡県知事 様

久留米市長 原口 新五



令和8年4月22日付、8中小経第7号-3で照会のあった大規模小売店舗の届出について、
下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス大善寺店
福岡県久留米市大善寺町夜明字小豆町380ほか
- 2 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見
 - (1) 駐車需要の充足等
特になし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 - ・ 住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両及び廃棄物収集車両の走行及び荷捌き、回収作業等については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。
 - ・ 周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対応すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項等
 - ・ 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の2により、金属性廃棄物については空カン、ガラス製廃棄物については空ビン、プラスチック製廃棄物についてはペットボトルのみ搬入できることとなっています。空カン、空ビン、ペットボトル以外の金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等の産業廃棄物が発生する場合は、クリーンセンターに搬入しないよう、お願いいたします。
 - (4) 街並みづくり等への配慮等
特になし
 - (5) その他
 - ・ 都市計画法第32条協議にて協議いたしましたが、敷地内における流出抑制対策の検討

をお願いいたします。

- ・ その他、法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。